

# 文教委員会資料

議案第23号

(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約  
の変更について

令和4年2月10日  
教育委員会事務局

## (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業 事業契約書の第 71 条第 4 項及び別紙 4-1 の規定に基づき契約金額の改定を行う必要があることから、令和 2 年第 6 回市議会定例会において議決（令和 2 年 12 月 11 日変更議決）された契約金額を変更するものである。

### 【事業契約書第 71 条第 4 項】

サービス購入料の額は、別紙 4-1 「サービス購入料の基本的な考え方」に定める方法に従って、決定及び改定（金利変動及び物価変動に伴うサービス購入料の改定等）されるものとする。

### 1 サービス購入料の仕組み

本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は次のとおりである。

(サービス購入料の構成)

業 務	サービス購入料	支払時期	状況
給食センターの 設計・建設業務	サービス購入料 A (一括払い)	給食センターの引渡し後に支払う	支払完了
	サービス購入料 B (割賦払い)	給食センターの引渡し後から事業 期間終了までの間にわたり四半期 ごとに支払う	改定なし
開業準備業務	サービス購入料 C (一括払い)	開業準備完了後に支払う	支払完了
給食センターの 維持管理・運営 業務	サービス購入料 D (固定料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有
	サービス購入料 E (変動料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有

### 2 サービス購入料 D 及びサービス購入料 E の改定について

サービス購入料 D（固定料金分）及び E（変動料金分）については、「契約締結年度（平成 27 年度）」と「支払い対象となる令和 4 年度の維持管理・運営を行う前々年度 4 月が属する年（令和 2 年度）の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%を超える変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしている。

今回、改定の対象となる費用は、固定料金分の内「維持管理費相当分」「運営費相当額（光熱水費相当分を除く）」「運営費相当額（電気代相当分）」「運営費相当額（ガス代相当分）」「運営費相当額（上下水道料相当分）」及び変動料金分の内「各献立料金単価の内、光熱水費相当分以外の単価」「各献立料金単価の内、電気代相当分の単価」「各献立料金単価の内、ガス代相当分の単価」「各献立料金単価の内、上下水道料金相当分の単価」であり、改定率は以下のとおりである。

## (1) 改定の計算方法

項目	改定対象費用	平成27年度 価格指数 (I <sub>o</sub> )※1	令和2年度 価格指数 (I <sub>n</sub> )※1	改定率 (I <sub>n</sub> /I <sub>o</sub> )-1
固定料金分	維持管理費相当分	100.100	105.792	5.68%
	運営費相当額（光熱水費相当分を除く）	100.058	104.250	4.18%
	運営費相当額（電気代相当分）	96.833	93.725	△3.21%
	運営費相当額（ガス代相当分）	96.325	87.592	△9.07%
	運営費相当額（上下水道料相当分）	100.000	102.600	2.60%
変動料金分	各献立料金単価の内、光熱水費相当分以外の単価	100.058	104.250	4.18%
	各献立料金単価の内、電気代相当分の単価	96.833	93.725	△3.21%
	各献立料金単価の内、ガス代相当分の単価	96.325	87.592	△9.07%
	各献立料金単価の内、上下水道料金相当分の単価	100.000	102.600	2.60%

## 3 改定後の各サービス購入料及び契約金額

	改定前	改定後	改定額
サービス購入料A	503,865,741 円	503,865,741 円	0 円
サービス購入料B	2,270,395,336 円	2,270,395,336 円	0 円
サービス購入料Bの元本部分	2,097,204,348 円	2,097,204,348 円	0 円
割賦金利※	173,190,988 円	173,190,988 円	0 円
サービス購入料C	43,465,875 円	43,465,875 円	0 円
サービス購入料D	4,403,662,406 円	4,414,510,749 円	10,848,343 円
サービス購入料E	209,223,960 円	209,682,300 円	458,340 円
税抜合計	7,430,613,318 円	7,441,920,001 円	11,306,683 円
消費税及び 地方消費税相当額	660,838,987 円	661,969,651 円	1,130,664 円
<b>税込合計</b>	<b>8,091,452,305 円</b>	<b>8,103,889,652 円</b>	<b>12,437,347 円</b>

※割賦金利は非課税